

目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会会議録

名 称	令和元年度第2回目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会
日 時	令和元年11月5日(火) 午後6時30分～8時30分
会 場	総合庁舎本館2階大会議室
出席委員	石渡委員長、北本副委員長、平岡委員、中島委員、北村委員、山田委員、徳永委員、中崎委員
欠席委員	なし
区側職員	上田健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、小野塚健康推進課長、細野福祉総合課長、伊藤介護保険課長、松下高齢福祉課長、保坂障害福祉課長、樫本生活福祉課長
傍聴者	2人
配布資料	<p>資料1 付託事項「地域共生社会の実現」(第1回続き)</p> <p>資料2 付託事項「生活困窮者への支援の充実」</p> <p>資料3 付託事項「ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止」</p> <p>資料4 審議会委員から寄せられた意見</p> <p>資料5 今後の開催予定について(案)</p> <p>参考資料1 めぐる区報8月25日号「座談会 今、私たちができること 地域の支え合いで災害に強いまちへ」</p> <p>参考資料2 チラシ「災害に備えた避難支援対策～災害に備えて地域との情報共有に取り組みます」</p> <p>参考資料3 障害のあるかた・介護が必要なかたのための防災行動マニュアル</p> <p>参考資料4 福祉体験ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」(目黒区社会福祉協議会発行)</p> <p>参考資料5 冊子「わかってください～障がい者が困った時に必要な周囲の理解と援助」(目黒区障害者団体懇話会発行)</p>
会議次第 及び 主な発言	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 付託事項「地域共生社会の実現」の検討(第1回続き)</b></p> <p><b>委員長</b> 付託事項「地域共生社会の実現」のうち、「包括的支援体制の充実」と「地域の支え合いの推進」は前回検討を終えた。今回は、「災害時要配慮者支援の推進」と「権利擁護の推進」について検討を行う。なお、予定していた4つの課題に「福祉教育の推進」を加えて検討を行うこととする。</p> <p><b>(3) 災害時要配慮者支援の推進</b></p> <p><b>健康福祉計画課長</b> (資料1(3)により説明)</p> <p><b>委員長</b> 意見を伺う。</p> <p><b>委員</b> 災害時要配慮者が避難所へ行くことを躊躇してしまう一因は、避難所では人に迷惑を掛けてしまうのではないかと不安になるからではないか。資料には福祉避難所について記載がないが、地域避難所ではなく、配慮が必要な人が安心</p>

して避難できる場所について、区はどのように考えているか。

**健康福祉計画課長** 福祉避難所については、防災行動マニュアルの22ページに福祉避難所の一覧を掲載している。区の地域防災計画では、地域避難所の開設後、福祉避難所が開設できるかどうか確認した上で、災害時要配慮者の状況等を見て福祉避難所へ案内するという流れになっている。それでは不安だという方もいるが、地域防災計画は、現時点ではそのような内容となっている。

**委員** 今回の風水害の被害を受けて、都内の自治体では、福祉避難所に指定する保育園を増やすところもあると聞いた。目黒区では、福祉避難所を拡充する考えはあるか。始めは地域避難所へ避難してもらい、その後状況に応じて福祉避難所を開設するという事ならば、災害時要配慮者は、福祉避難所へ避難するまで2回移動しなければならない。それが本当にいいのかどうか検討しておかなければならないと思う。

**健康福祉計画課長** 福祉避難所については施設の数だけではなく、受け入れ人数等も含めて充実させていくべきだと考えているが、受け入れ可能な施設に限界があるため、補助的な避難所の検討も必要だと考えている。例えば、地域避難所となる学校の校舎の利用などが考えられる。

特に暴風雨の中では、避難所への移動は危険が伴う。台風の場合は、気象情報から台風の進路や規模等の情報を事前に得ることができる。台風19号では、目黒区総合庁舎、防災センター、区民キャンパスを自主避難所として開設し、その後、菅刈小学校、大鳥中学校、東山中学校を地域避難所として開設した。9月に実施した総合防災訓練では、社会福祉協議会の福祉車両を使った移送訓練も行ったが、いったん地域避難所へ避難していただくのがよいのか、あるいは、在宅避難がよいのかも含め、今後区として検討が必要だと考えている。

**委員長** 今回の風水害では、移動中の危険性をあらためて認識させられた。福祉車両があっても運行が難しい場所もあるだろう。台風の場合は、早い段階で情報が得られる。事前の対策がより重要になってくる。

**副委員長** 今後、風水害のマニュアルを作成する予定はあるか。もし、作成の予定がないならば、代替りの手段を考えているか。

災害時個別支援プランの作成とは、防災手帳に記入することか。資料には、「災害時個別支援プランについては、在宅人工呼吸器使用者16名に対して、訪問看護ステーションに委託して作成」とあったが、専門職が個別に支援プランを作るということか。

**健康福祉計画課長** 現在の防災行動マニュアルは、表紙に「地震や風水害が発生した場合」と書いてあるものの、風水害については詳しく記載していない。今後、区における検討結果を踏まえて対応していきたい。

災害時個別支援プランの用紙は、防災行動マニュアルに別冊「防災手帳～災害時個別支援プラン～」として挟んでいる。本人や家族がこの用紙に記入して、災害時個別支援プランを作成する場合もあるが、災害時要配慮者については、介護事業所や障害者の相談支援事業所に作成してもらうための予算も計上している。また、一人暮らしの高齢者の災害時個別支援プランは、できれば町会・自治会に作成を依頼していきたいと考えている。

**副委員長** 災害時個別支援プランの内容は、本人に伝えられるのか。

**健康福祉計画課長** 災害時個別支援プランの内容は、当然本人に伝えて、本人に保管していただきたい。防災・救急医療情報キット等に入れて冷蔵庫内等に置いていただければ、災害時に取り出しやすいと考えている。

**委員** 災害時の対応について、サービス利用者の家族から、ヘルパーに近くのパス停まで来てもらい指定の場所まで連れて行ってもらえないとか、夕方まで預かってくれる場所を探してほしいなどと頼まれることがある。災害を想定した事前の準備として、家具転倒防止器具を付けるとか、大雨の場合は、土のうの準備など自助としてできることは知られていると思うが、災害時要配慮者の個別支援プランがあることは、区民にほとんど知られていないと思う。災害時個別支援プランを区民に周知し、啓発していく必要がある。

暴風雨の場合、通常どおり施設に出勤できる職員は少ない。いざというとき、何人くらいが出勤できるのか事前に調べておかなければ、マニュアルどおりの対応はできないだろう。介護スタッフ、災害時要配慮者を支援するスタッフを地域の近くでどのように集めるかあらためて議論したい。

**健康福祉計画課長** 「防災手帳～災害時個別支援プラン～」には、このプランは、災害時に安否確認や避難行動の支援が受けられることを必ずしも保障するものではないことが書かれており、これにご了解いただくことは、個別支援プラン作成の前提である。避難方法や配慮してほしいことを記入する箇所もある。自力で避難できるかどうか、避難先で必要な介助等について書いていただく。

災害時個別支援プラン等の啓発は、大きな課題である。区報8月25日号では災害時要配慮者について特集を組んだ。また、11月30日には防災講演会を初めて開催するが、災害時要配慮者だけでなく地域の避難支援者に防災意識を高めたいと考えている。

台風等の場合、職員が通常出勤できないことは、事業所だけでなく行政にとっても課題である。区は、民間の特別養護老人ホームに対して介護職員宿泊借り上げ補助を行っており、いざというときは、徒歩で出勤できる地域に居住していただくための工夫をしている。

「近助（きんじょ）」と言われることもあるように、地域では近隣の助け合いが大切である。あの人だったら、こうやって避難しなければというような意識を地域の方々に持っていただける体制づくりを進めていきたい。

**委員** 目黒区は水害ハザードマップを作った。先日の台風の経験を生かし、水害ハザードマップを今後どのように活用していくのか。

地震と風水害では、災害に備えた準備の仕方も異なってくる。障害がなくても暴風雨のときは外へ出られないだろう。目黒川付近の住民からは、先日の台風のときは警報が聞こえなかったという声も聞いている。

**健康福祉計画課長** 水害ハザードマップは防災課から全戸配付している。

風水害に対しては、早めに気象情報を得ることで地震の場合よりも事前に準備することが可能となる。建物が流される危険がある場合等は別だが、建物が大丈夫ならば、少しでも高い場所に移動することが大切だ。先日の台風では、家の中で2階へ移動しようとしたところ、寝たきりのため移動できないかたがいるという情報が民生委員から入った。結局無事だったが、垂直避難も困難な状況があることを痛感した。区としても、経験を生かしながら地震だけでなく風水害への対応について十分検討し、啓発していく。

目黒川付近で警報が聞こえなかったという話は、民生委員等から伺い、防災課にも伝えた。風向きや強い雨音により警報が聞こえづらくなっていたようだ。

防災行政無線音声自動応答サービスでは、24時間以内に防災行政無線で放送された内容を電話で聞くことができる。また、防災気象情報メールに登録すると、気象庁発表の警報や注意報等の情報がメールで配信される。できるだけ登録して

ほしい。

**委員** このたびの風水害への対応を教訓にして、よりよい啓発をしてほしい。

避難行動要支援者名簿については、障害者団体も積極的に協力していきたいと考えている。

**委員長** 災害時要配慮者支援の推進については、これで終わる。

#### (4) 権利擁護の推進

**健康福祉計画課長** (資料1 (4) により説明)

**委員長** 意見を伺う。

**副委員長** 資料は地域の高齢者や障害者の虐待を中心に書かれている。専門職のいる施設の中にも虐待の問題はある。施設における虐待防止に向けて、区としてどのように施設や法人にアプローチしていくのか。

虐待の早期発見は大切だが、虐待の土壌をつくらないという予防の観点から、何か積極的な施策を考えているか。

**高齢福祉課長** 施設における虐待については、施設側が従事者に教育することが基本となっているが、区としても講習会を開催するなど虐待防止に努めている。施設における虐待の通報があった場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき区職員が立入調査等を行い状況を確認している。

施設に限らず、在宅で介護を受けている方等、虐待は早期発見、早期通報が基本である。平成18年に高齢者虐待防止法が施行されたことや、児童虐待が近年社会問題となっていることから、虐待への関心は高まっている。怒鳴り声も虐待の疑いとして通報されるなど通報の仕組みは浸透してきたと感じている。虐待防止に向けた仕組みを施設側、在宅介護の方々へさらに周知していく必要があると考えている。

**障害福祉課長** 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置している。また、事業者向けに研修を行っているほか、社会福祉協議会に委託して従業員50人以内の事業所におけるストレスチェックの支援を行ったり、メンタルヘルスを含めた健康相談を実施したりしている。施設での虐待が疑われるときは、施設の調査を実施している。

障害者虐待防止法は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに通報する義務を定めている。障害者虐待防止に向けて民生委員をはじめ区民に対してチラシによる啓発活動等を行っている。

障害者虐待の相談件数は目黒区では横ばいだが、国の統計では雇用主による虐待が増加しており、障害者雇用の増加がその背景にあると思われる。

**副委員長** 例えば、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者がDVから抜け出せないのは、自分の状況を客観視できないことが大きな理由ではないか。これは虐待だと認識する、嫌なことは嫌だという意味を伝えることを教える機会が必要だと思う。そのような機会がなければ、虐待を受けるのは自分がいけないからだとか、自分に非を求めてしまうのではないか。この状況は自分が悪いのではなく、虐待なのだと認識するための啓発が、虐待の予防につながると思う。

**健康福祉計画課長** 保健医療福祉計画では、施策の方向の一つとして介護者・家族支援の充実を掲げている。介護者が追い詰められ、気付かないまま虐待行為に及んでしまうこともある。地域包括支援センターが訪問したとき、世帯の状況

を見ながら、相談にのったり、本人にサロンやDカフェへの参加を促したり、介護者の会を案内するなど、区として介護者を支援する取り組みを進めている。

**委員長** 資料は成年後見制度や虐待防止について書かれているが、差別解消についても権利擁護の中で語ってよいのではないか。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されてからは、虐待や差別と気づくためのエンパワメントということが言われている。これを権利擁護の中で考えるかどうかも検討したい。

児童虐待の背景には、親に障害があったり、虐待の連鎖の問題があったりする。児童虐待の防止は、子ども分野だけの課題ではなく、地域全体で取り組むべき課題である。区も児童相談所設置に向けた検討の中で、児童虐待の防止について検討していると思うが、地域包括ケアシステムという観点から子どもの分野にもっと注目していく必要がある。

**障害福祉課長** 障害者計画では、重点的な取り組みの一つに共生社会の実現を掲げ、障害の理解促進と差別解消について記述している。また、権利擁護の中で成年後見制度や虐待防止について記述している。障害者の通所施設においても、職員が利用者の身体に傷がないかなど注意して接することができるよう研修等による意識付けを行っている。障害のある子どもについては、放課後等デイサービスや児童発達支援センター等において保護者と対応する機会がある。そのような機会に、やりきれないとか、つらいという状況が見られれば、ケースワーカーによる相談を行うほか、子ども家庭課や教育委員会等と連携した対応を行っている。

**健康福祉計画課長** 児童虐待は重大な問題と認識している。民生児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）では、関係機関が連携して、地域の見守り等について定期的に協議しており、児童虐待の早期発見、予防の活動もしている。昨年、区では痛ましい児童虐待事件があった。区では、子育て世代包括支援センターを開設したが、今後とも子育て支援部、健康福祉部、健康推進部が連携しながら、地域で安心して妊娠・出産・子育てできるよう切れ目なく対応していく。

**委員長** 地域福祉審議会の中で、子どもの育ちをどのように位置付けるかも課題だと思っている。

**委員** 困難な課題を抱えた家庭は、どうしても孤立しやすい。高齢者、障害者を抱えた家庭に対して、どのように支援していくか。アウトリーチの機能をもっと充実させていく必要がある。アウトリーチについては資料に記載がないが、区はどのように考えているか。

**健康福祉計画課長** アウトリーチは、非常に重要なツールであり、区としてやるべきことだと考えている。地域包括支援センターが身近な総合相談窓口としてアウトリーチしているほか、各部署でもそれぞれに訪問や支援をしている。地域から情報を得た場合に区が訪問することも含めて、孤立を防止するための取り組みは十分にやっていくべきだと考えている。

**委員** 虐待に関する地域からの通報は増えていると思う。虐待に至る前に、地域や行政から困難を抱えた家庭に対して支援をしていくことが、最も虐待の防止につながる。予防の視点から方向性を打ち出してもよいと思う。

**委員** 資料には、今後の方向として理想的なことが書かれているが、実際には、区の障害者虐待防止センターも障害福祉課の忙しい職員が担っているという状況だ。社会福祉協議会の権利擁護センターめぐろも、1か所で全体を担えるのか。

施設の現場には、虐待のケースをなるべく避けたい意識が少なからずあるよう

な気がする。資料には、今後の方向として、虐待事例に対する関係職員のスキルアップと書かれているが、施設職員は、疲弊感からスキルアップを望まないという段階になっている気がする。施設における虐待には、現場の仕事が厳しいとか、人員が不足しているなどの要因も考えられるが、虐待防止に向けて、スタッフが専門的なスキルを上げていくことができるよう取り組む必要がある。

**副委員長** 権利擁護の中に書くかどうかは別だが、オレオレ詐欺などの特殊詐欺や悪質商法等から高齢者や障害者等の財産を守ることも大切だ。特に目黒区は、一人暮らしの高齢者が高額な詐欺被害に遭っていると聞いている。虐待は一部の人の問題だけではなく、地域の誰もが、いつか自分も当事者になるかもしれないという意識を高めていく必要がある。

**委員長** 権利擁護の推進については、これで終わる。福祉教育の推進については、「ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止」の検討の後に行く。

### 3 付託事項「生活困窮者への支援の充実」の検討

**福祉総合課長** (資料2により説明)

**委員長** 意見を伺う。

**委員** 平成30年、生活困窮者自立支援法が改正された。この法改正に対応した取り組みは、区ではどの程度進んでいるか。今年4月に開設された福祉の総合相談窓口で対応していると思うが、例えば、法改正で強調されている就労準備支援事業と家計改善支援事業との一体的な実施はできているか。

**福祉総合課長** 生活困窮者自立支援事業は福祉総合課くらしの相談係が行っている。就労準備支援事業では、社会的自立のための訓練や就職に向けたあっせん等の対応をしている。また、家計改善支援事業では、家計の改善に向けた相談支援や貸付のあっせん等を行っている。地域包括支援センターにおいても総合相談の中で生活困窮の相談も受けている。

**委員** 目黒区では、生活困窮の相談件数は伸びているのか、横ばいなのか、減少なのか。相談件数は全国では減っているが、都内では継続して伸びている。地域によって特性は異なるが、目黒区でも相談件数はまだ伸びていくだろうと思っている。もし、減少傾向にあるならば、各種事業の利用促進の点から見ると、窓口の対応が少し弱いかもしれない。自治体によっては、就労準備支援事業と家計改善支援事業は別の事業者に委託している状況もあるが、生活困窮者自立相談支援機関が、就労準備支援事業と家計改善支援事業に一体的に取り組んでいくことが重要である。

都は、ひきこもり支援の対象年齢の枠を撤廃した。私は、今後、生活困窮者自立相談支援機関が中高年を対象としたひきこもり支援の最前線になるだろうと想定している。目黒区では、生活困窮者自立相談支援機関がひきこもりの相談にも対応しているか。

**福祉総合課長** 就労準備支援事業と家計改善支援事業は、自立相談支援事業と一体的に行っている。

ひきこもりと就労支援との関係について。ひきこもりの相談は、4月から何件かあるが、まずは話をしてもらえようという関係をつくり、それから仕事のあっせん等、働くためのサポートに結びつけるようにしている。

**委員** ひきこもりの相談は、当事者よりも家族からが多い。窓口では、相談者が辛い思いをしているとよく言われている。対応が難しい相談だと思うが、十分に配慮して対応してほしい。

**委員** 就労準備支援も大切だが、実際の就労先については、ちゃんと準備しているのか。就労先となる事業者を巻き込んで、今後の方針などは決めているか。

**福祉総合課長** まずは、自立相談支援事業の就労相談員が話を伺い、就労準備支援事業等と連携しながら就労に結び付けられるよう継続的に支援している。

**健康福祉部長** 就労準備支援と家計改善支援は同じ事業者に委託しており、一体的に支援を行っている。数年来この体制で取り組んでおり、今後も継続していきたいと考えている。

**委員長** 付託事項「生活困窮者への支援の充実」の検討を終わる。

#### 4 付託事項「ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止」の検討

**福祉総合課長** (資料3により説明)

**委員長** 意見を伺う。

**委員** 福祉のコンシェルジュを開設し、明確なメッセージとして、ここがひきこもり支援の担当部署だと発信できることは、区の強みである。福祉のコンシェルジュは生活困窮の窓口とも一緒となっており、大変素晴らしい。地域包括支援センターも区民に身近な保健福祉の総合相談窓口と位置付けられており、区において重層的な体制が機能していくことを期待している。

精神障害者のアウトリーチ事業は、保健センターで継続して行っているところだと思う。保健分野をはじめ各機関が連携し、アウトリーチしながら重層的に支援していく体制をつくってもらいたい。

**副委員長** ひきこもりの相談窓口やアウトリーチは充実しつつあるが、相談だけでは課題は解決しない。ひきこもりの人の居場所や活躍できる場など、社会参加の場をつくっていく必要がある。例えば、社会福祉法人の地域貢献活動として、社会福祉施設において中間就労やボランティア活動ができる居場所をつくることも可能ではないか。感謝されることで、自分にも何かできるのではないかと思えることもあるだろう。社会福祉法人等ともいい形で連携できるとよい。

**委員** 地域包括支援センターのうち2か所は、来年度から委託事業者が変わるが、地域包括支援センターの職員を増員する予定はあるのか。それとも、今の職員体制でやっていくのか。

**福祉総合課長** 来年度、地域包括支援センターの職員の増員は予定されていないが、障害分野の相談の充実など機能強化には努めているところだ。来年度の受託事業者からは新たな提案もいただいている。今後とも地域包括支援センターの機能を充実させていきたい。

**委員** 目黒区の地域包括支援センターは、事業者運営を委託しているが、もともと高齢の分野に特化しない総合相談を行ってきた。それが目黒区の地域包括支援センターの強みであり、今後も継続してもらいたい。新たな受託事業者は、総合相談を行うことができる体制を組んでいるか。

**委員** 総合相談を充実させることで、地域包括支援センターの職員が疲弊するのではないかと不安に感じている。職員が仕事をこなすだけになってしまって、中身がないという結果になると、サービスの質の低下が懸念される。

**委員** 目黒区では、地域包括支援センターの委託業務の範囲がもともと広がっていると思う。

**委員** たしかに地域包括支援センターの委託業務には、総合相談が含まれている。しかし、チームとして地域包括支援センターと一緒に動くとき、職員の疲れ具合を見ていると、専門が違うのにいろいろ聞いては困るかなと頼みづらく思っ

てしまうこともあると思う。

**健康福祉部長** 地域包括支援センターの5年目の契約期間が令和2年3月末で終了することに伴い、昨年度、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行った。応募事業者には総合相談への意気込みや考え方を提案してもらい、選定を行った。選定された事業者からは、障害の相談やひきこもりの相談等の新しい課題に積極的に取り組んでいくという提案があり、しっかりと事業を実施していただくと考えている。今後、相談件数の増加により職員が不足したり、アウトリーチをさらに充実させるために職員数を増やしてほしいという要望等があれば、適宜調整を進めていきたい。

**委員長** ひきこもるきっかけの一つは、中学生のころのいじめなどにあることが様々なところで指摘されている。教育分野と福祉分野との連携が重要である。その人の人生をどのように見ていくかという視点を打ち出していくために、教育分野にも検討に入ってほしい。

いじめの背景の一つに発達障害も指摘されているし、発達障害のある人の大人になってからの問題も、ひきこもりと絡めて言われている。地域包括支援センターが包括的な相談支援を行っていくことは難しさもあるが、今後より深めていくことが重要になってくる。

**副委員長** 前回の計画改定の検討において話が出ていたが、地域包括支援センターの支所の設置についても、引き続き検討していく課題かもしれない。

**福祉総合課長** 昨年度から一部の地域包括支援センターで出張相談を始めた。今年度は全ての地域包括支援センターで月1回出張相談を実施しており、地区によっては、2か所、3か所で実施しているところもある。地域包括支援センター支所等の設置に向けて、出張相談の拡充に努めていきたい。

**健康福祉計画課長** 地域包括支援センター支所等の設置の検討は、保健医療福祉計画の計画事業に掲げている。出張相談の状況等も見ながら計画に沿って検討を進めていくという方針は変わっていない。

**委員** 目黒区の地域包括支援センターの職員数は1か所当たり10名を超えていて、13名、14名くらいだったと思う。埼玉県内の地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3名である。都内はもう少し充実しているが、それでも7名くらいだ。10名を超える職員体制は、あまり見られない。目黒区はしっかりした職員体制の中で総合相談を展開していると思う。現在の職員体制を踏まえて、今後どのように支所をつくるか、どのように地域包括支援センターの機能強化をしていくか検討していく必要がある。

**委員長** 付託事項「ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止」の検討を終わる。

## 5 付託事項「地域共生社会の実現（5）福祉教育の推進」の検討

**健康福祉計画課長** （資料1（5）により説明）

**委員長** 意見を伺う。

**委員** 資料には、大事な視点が多く盛り込まれている。障害者差別解消法だけでなく、障害者差別解消法の元となった障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）についても触れておくほうがよい。障害者権利条約に基づいた福祉教育の展開という視点も大事である。福祉教育というと、障害者理解、高齢者理解になりがちだが、自分たちの普段の暮らしをしっかりと学んでいく、考えていくことが大切である。他人のことを学ぶのではなく、自分の問題として一緒に考えていくことが地域共生社会につながる。分かりやすい文章で表現するのは難しいが、「ふ



だんの・くらしの・しあわせ」の頭文字をつなげけて、平仮名の「ふくし」と言うこともある。

**委員長** 障害者権利条約によって障害者観が変わったと言われるが、変わったのは障害者観だけではなく、いろいろな意味で弱者と捉えられている人への人間観が大きく変わったと思う。

第四中学校跡地に開設予定の複合施設などをうまく活用できると、あえて教育というのではなく、体験を通した学びができるのではないか。福祉教育において社会福祉協議会が果たす役割は大きく、期待も高まっている。社会福祉協議会との関係も明確にできるとよい。

**委員** 社会福祉協議会のボランティアセンターは、出張講座という形で福祉教育を行っている。ボランティアティーチャーの協力のもと、毎年10校前後の小学校で、主に小学4年生の児童に対して実施している。小中学校の校長会で毎年利用の働きかけをしているが、小学校は例年10校前後で横ばいとなっており、中学校の利用は進んでいない。要望があれば、高校や大学、任意団体に対しても出張講座を開いているが、実績は伸びていない。教育委員会と連携を強め、体験学習の機会を徐々に増やしていきたい。

また、夏休み期間を利用して、小学生から大学生までを対象としたボランティアの体験学習を30から40ぐらいの福祉施設や団体の協力を得て行っている。小中学生の参加者は50人前後、高校生から大学生の参加者は150から200人前後で推移している。ボランティアの体験学習についても広く周知し、参加を促していきたい。

教育委員会との関係においても、協力して実施できることがあれば力を入れて取り組んでいきたい。

**委員長** 福祉教育や人権教育などは、モデル校などの期間が終了してしまうと、途端に廃れてしまうという話も聞く。校長の考え方や学校の姿勢に左右されることなく、長期的な視点を持って福祉教育が根付いていくよう取り組みを進めてほしい。

**委員** 都内の福祉関係者の話を聞くと、目黒区の福祉は他区より進んでいると感じている。しかし、共生社会の実現は大変難しいことだと私は考えている。区と連携したり、協働したり、いろいろな努力をしていかなければ、共生社会は実現はできない。もっと啓発に力を入れていく必要がある。

中央体育館の改修に伴い、平成30年度・31年度は特別支援学級に通う小学生の連合運動会が休止になってしまったが、今後の開催においては、地域の小学生も一緒に参加できるよう提案していきたい。

本日配付された冊子「わかってください」は、様々な障害について理解を深めてもらえるよう障害者団体懇話会が作成したものだが、警察・消防をはじめ広く配付して啓発に努めた。11月に開催される目黒シティランにも障害者が参加したり、地域によっては盆踊りやパレードに呼んでもらったりすることもある。自助努力も大切だが、国を動かしていく、社会を動かしていく活動も大切だと考えている。

**委員** 目黒区はこれまでも福祉教育に取り組んできたと思うが、今後福祉教育の予算化を検討してほしい。かつては、ボランティア協力校や社会福祉協力校とあって、福祉教育を推進する学校に対して社会福祉協議会からの補助制度があった。平成12年度、学校教育において総合的な学習の時間が始まったとき、その補助制度が廃止され、福祉教育が予算化されることは少なくなってしまった。地

域共生社会をテーマにした目黒らしい福祉教育を予算化できれば、学校や地域が連動して、形になる取り組みを行うことができるのではないかな。

**委員** 本日配付された「ともに生きる笑顔のまち」は、相模原市の障害者施設での事件をきっかけに社会福祉協議会が作成した福祉体験学習ガイドブックで、小学生を対象としたものだが、今年4月からは、教育委員会が作成した中学生向けの福祉教材もできた。さらに、幼稚園・保育園の年代の子どもたちとの交流も深められるよう、この年代を対象とした福祉教材も作ってもらえないかな。小学校から通常の学級と特別支援学級とに分かれてしまい、何も交流がないならば、それは問題だと思う。

**副委員長** ボランティア活動を継続するには、何か励みになることがあるといい。ボランティア協力校のような事業化もいいだろう。既に実施しているかもしれないが、ボランティア団体同士の交流の場づくりや、ボランティア団体の顕彰もよいかもわからない。審議会委員からの意見の中に、見守りネットワーク事業における企業との連携強化のことがあったが、社員にボランティア活動を推奨したり、社会貢献活動を積極的に行ったりする企業もある。企業にも地域づくりに携わってもらえるようにしていくとよい。

**委員** 福祉教育といえば、支援が必要な人に対する教育という印象を持たれがちだと思うが、そうではなく、福祉教育は全ての人を対象となる。文化や言語、年齢など、様々な面で自分とは違う人たちがお互いに人として認め合い、地域共生社会を築いていくという発想が必要だ。小中学生から福祉教育をやっていかなければ、ますます分断社会となってしまう、弱者が排除されてしまうだろう。

ボランティアをすることは、たしかによいことだが、支援を必要としている人は自分とは違う人だという意識もあるのではないかな。例えば、障害についても、もし自分だったらどうするかという意識を持てるような、より突っ込んだ教育をしていかなければ、地域共生社会を実現していくことはできないと思う。

**委員長** 資料には記載がなかったが、来年のオリンピック・パラリンピック開催に当たり、目の見える子どもたちがブラインドサッカーをしたり、障害のない人もボッチャに参加するなどスポーツを通して、お互いを尊重し合える交流の機会が広がっていると感じている。

付託事項「地域共生社会の実現」の検討を終わる。

## 6 その他

**委員長** 今後の開催予定について、事務局から説明する。

**健康福祉計画課長** (資料5により説明)

**委員長** 第3回計画改定専門委員会の開催は、令和2年1月10日、金曜日、午後6時30分からとする。第3回は、地域包括ケアシステムの深化・推進について検討予定だが、保健医療とも関連が深い課題であるため、審議会委員のうち保健医療関係者の3委員にも出席を依頼したいと思うが、いかがかな。

(異議なし)

**委員長** 他に意見等があれば、意見等記入用紙により提出してほしい。

## 7 閉会